

参考資料

- ・文化財防火訓練等実施予定表（令和2年1月17日までに報告のあったもの）
- ・第66回文化財防火デー実施要項【文化庁・消防庁】
- ・第66回文化財防火週間実施要項【奈良県】

第66回 文化財防火デー実施要項

第1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るために、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

第2 主 唱

文化 庁・消 防 庁

第3 名 称

第66回 文化財防火デー

第4 期 日

令和2年1月26日（日）

第5 実 施 方 針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、文化財部局及び消防機関（以下「関係機関等」という。）は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財所有者等」という。）は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るために、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第6 実 施 事 項

- 1 国（文化庁・消防庁）において、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るために、次の事項を実施するものとする。
 - (1) 政府刊行物による広報
 - (2) 報道機関への広報
- 2 地方公共団体の関係機関等において、文化財所有者等及び地域住民の協力により、文化財の防火・防災に関する意識の高揚が図られるよう、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への通報訓練）の実施
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 文化財所有者等への消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備に係る指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防火・防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財所有者等を対象とした文化財の防火・防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における文化財の防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財写真展等）
- ウ 文化財所有者等に対する、文化財建造物等の放火火災防止対策の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財所有者等において、関係機関等と緊密な連携により、文化財防災に関する意識の高揚を図るために、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の総合的な訓練の実施
消防機関への通報や、消火器及び消火栓等を活用した初期消火等といった火災発生時の初期対応の体制を確認し、十分な訓練を行うこと。訓練の実施にあたっては、日中の発災を想定した訓練だけではなく、夜間など人員が少ない状況下での発災を想定した訓練も必要に応じて実施すること。また、有形文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出訓練を実施する際には、これに擬した代替物品を用いて行うこと。
やむを得ず実物を使用する場合は、当該文化財の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等については、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うこと。

イ 防災訓練後の点検等

消火訓練後の貯水槽等への水の補給や消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、改善すべき事項等について検討し、適切な措置をとること。

(2) 防火・防災対策の推進

ア 防火対策の検討、実施

「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参照し、文化財の特性に応じた防火対策を講じること。

イ 消防計画の作成等

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に応じ作成すること。

また、既に消防計画が作成されている場合には、計画の再確認を行うこと。

なお、工事やイベント時等の通常の管理と異なる場合の防火管理（出火防止対策、出火時の工事・イベント関係者と自衛消防組織が連携した行動計画等）について、必要に応じて消防計画に規定すること。

ウ 自衛消防組織の設置

防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及び充実強化を図ること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、職員の招集体制の構築や近隣住民との連携体制を強化する等の対策を講じること。

エ 火災、震災発生時に危険が予想される箇所の発見と改善

オ 巡視の励行

カ 通報、連絡体制の確立

キ 文化財管理目録の作成と点検

火災発生時の搬出及び盗難への対応のため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び訓練実施時等に活用すること。

ク 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、火災通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、定期的点検及び整備を行うとともに、取扱いに習熟すること。

また、消防用設備等の点検結果は、点検票及び維持台帳に記録するとともに、消防機関に報告する等維持管理すること。

ケ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や火災通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

コ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

サ 火気設備の適正利用

火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理を徹底するとともに、老朽化した器具にあっては交換、整備すること。

シ 電気設備等の点検・維持管理の励行

電気設備の定期的な点検や交換、コンセント周りの清掃や配線の適正処理など
出火源となり得るもの抽出と対策を講じておくこと。

ス 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行

セ 避難経路及び避難場所の点検及び整備

ソ 市町村火災予防条例によるたき火及び喫煙に係る禁止区域の明確化並びにその励行

タ 周辺環境の整理・整頓

文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようになるとともに、常に整理・
整頓すること。

チ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

第66回文化財防火週間実施要項

1. 趣 旨

文化庁及び消防庁では、法隆寺金堂壁画焼損の日にあたる1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財の防火運動を展開しているが、本県においてもこの運動をより強力に推進するため、これを週間行事とし、この期間中に文化財防火に係る各種の運動を開催し、文化財を火災から守るとともに、県民一般の文化財愛護意識の高揚を図るものとする。

2. 主 唱

奈良県

3. 名 称

第66回文化財防火週間

4. 期 間

令和2年1月23日(木)～1月29日(水)

5. 実施方針

- (1) 貴重な国民的財産である文化財の所有者、管理者及びその他の関係者は、平素から文化財の防火体制の強化を図るべきであるが、特に期間中にあたってはこのことを再確認し、必要な措置を講ずるように努力するものとする。
- (2) 県及び市町村は、県民一般の文化財保護への関心を高めるため、この週間の趣旨の徹底を図り、積極的な広報活動を行うとともに、各種関連行事を計画し、文化財防火週間の意義を高めるよう努めるものとする。
- (3) 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、文化財防火週間においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6. 実施事項

(1) 県においては、次の事項を実施する。

ア 広報活動の実施

放送、新聞等、報道機関への広報、ホームページへの掲載

イ 文化財防火設備の点検啓発

(2) 市町村においては、文化財関係者その他の協力のもとに下記のような関連行事を実施するよう努める。

ア 防火・防災訓練等の実施

- ① 防火・防災・防犯訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- ② 文化財管理状況等の立入検査及び防火・防災指導
- ③ 消防用設備等の定期的点検の励行の指導
- ④ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺地域の住民に対する防災の指導及び防災協力体制（自衛消防団等）の整備の指導

イ 広報活動等

- ① 文化財防火に関する各種広報活動の実施
(有線放送等の活用、ホームページへの掲載等)
- ② 防火・防災訓練等の見学会の実施

ウ その他

- ① 文化財の防火・防災に関する講習会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- ② 学校、博物館等における文化財防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ③ 放火による火災の危険を踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

(3) 文化財の所有者又は管理者は、市町村又は市町村教育委員会および消防関係機関と緊密な連携のもとに次の事項を実施するよう努める。

ア 防火・防災訓練の実施

- ① 通報、消火、重要物件の搬出、避難等の総合訓練、特に消防機関への通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火の訓練、並びに拝観者の多い社寺等については避難誘導の訓練に努める。

② 消火訓練後の点検整備及び研究

消火訓練後の貯水槽等への水の補給、消火器の消火薬剤の補充等。訓練終了後に改

善すべき事項について検討の上、適切な措置をとるように努めること。

イ 防火・防災対策の推進

- ① 消防計画の作成
- ② 自衛消防組織の設置
- ③ 火災、震災等の危険が予想される箇所の早期発見と改善
- ④ 巡視等の励行
- ⑤ 通報、情報、警報連絡体制の確立
- ⑥ 文化財管理目録の作成と点検、所在確認等
- ⑦ 消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等及び防災設備の点検・整備
- ⑧ 消防用設備等の代替措置
(震災時に消防用設備等が使用出来ない場合を想定し、代替措置を講じておくこと)
- ⑨ 震災などに對処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備
- ⑩ 火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理の徹底
(老朽化した器具や配線にあっては交換、整備に努めること。)
- ⑪ 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行
- ⑫ 避難路、避難場所の点検及び整備
- ⑬ 市町村火災予防条例による火気厳禁区域の明確化とその励行
- ⑭ 文化財周辺環境の整理・整頓（周辺に可燃物を置かない、整理・整頓に努める）
- ⑮ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

ウ 無住の社寺にある文化財を所有または管理する区等にあっては当該文化財の防災対策等について、地域住民との話し合いをするよう努める。